

市第 190 号議案

横浜市港湾施設使用条例の一部改正

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例

横浜市港湾施設使用条例（昭和24年 9 月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第12条第20号ア(ウ)中「5,200 円」を「5,100 円」に改め、同号ア(カ)中「3,600 円」を「3,500 円」に改め、同号ア(カ)中「4,900 円」を「4,800 円」に改め、同号ア(シ)中「4,500 円」を「4,400 円」に改め、同号ア(ス)中「1,900 円」を「1,800 円」に改め、同号ア(セ)中「10,600円」を「11,000円」に改め、同号ア(ソ)中「4,500 円」を「4,400 円」に改め、同号イ(ア) a 中「94円」を「92円」に改め、同号イ(ア) d 中「270 円」を「260 円」に改め、同号イ(ア) f 中「540 円」を「530 円」に改め、同号イ(ア) g 中「940 円」を「920 円」に改め、同号イ(ア) i 中「2,700 円」を「2,600 円」に改め、同号ウ(ア)中「3,600 円」を「3,500 円」に改め、同号ウ(エ)中「5,300 円」を「5,500 円」に改め、同号中クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 太陽光発電設備又は風力発電設備を設ける場合

1 年 1 平方メートルまでごとに 4,400 円

第17条の 2 第 4 号を次のように改める。

(4) 重量物用橋型起重機

1 台 1 月につき

2,700,000 円

別表第 1 物流等関連施設の項中「大黒ふ頭 T-9 休憩所」を削る

。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第17条の2第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市港湾施設使用条例（以下「新条例」という。）第12条第20号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第17条の2第4号の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後の貸付けに係る貸付料について適用し、同日前の貸付けに係る貸付料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

港湾施設の目的外使用に係る使用料を改定する等のため、横浜市港湾施設使用条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市港湾施設使用条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（使用料）

第12条 第3条の規定により、港湾施設（第17条第1項に掲げる港湾施設を除く。）の使用の許可を受けた者は、次に掲げる額（第4号、第8号、第12号イ及び第15号（新港ふ頭旅客施設の使用料に限る。）に掲げるものにあつては、消費税法（昭和63年法律第108号）その他の法令に基づき消費税を免除される場合を除き、当該各号に定める額に1.08を乗じて得た額）の使用料を納付しなければならない。

（第1号から第19号まで省略）

(20) 港湾施設（旅客施設を除く。）の目的外使用料

ア 電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物を設ける場合

（ア）及び（イ）省略）

(ウ) 第三種電柱（電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。）

1本につき1年  $\frac{5,100 \text{ 円}}{5,200 \text{ 円}}$

（エ）省略）

(オ) 第二種電話柱（電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいう。）

1本につき1年  $\frac{3,500 \text{ 円}}{3,600 \text{ 円}}$

(カ) 第三種電話柱（電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。）

1 本につき 1 年  $\frac{4,800 \text{ 円}}{4,900 \text{ 円}}$

(キ) から (カ) まで省略)

(シ) 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所

1 個につき 1 年  $\frac{4,400 \text{ 円}}{4,500 \text{ 円}}$

(ス) 郵便差出箱及び信書便差出箱

1 個につき 1 年  $\frac{1,800 \text{ 円}}{1,900 \text{ 円}}$

(セ) 広告塔

1 年 1 平方メートルまでごとに  $\frac{11,000 \text{ 円}}{10,600 \text{ 円}}$

(ソ) その他のもの

1 年 1 平方メートルまでごとに  $\frac{4,400 \text{ 円}}{4,500 \text{ 円}}$

イ 地下埋設物を設ける場合

(ア) 埋設管

a 外径が 0.07 メートル未満のもの

1 年 1 メートルまでごとに  $\frac{92 \text{ 円}}{94 \text{ 円}}$

(b 及び c 省略)

d 外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの

1 年 1 メートルまでごとに  $\frac{260 \text{ 円}}{270 \text{ 円}}$

(e 省略)

f 外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの

1 年 1 メートルまでごとに  $\frac{530 \text{ 円}}{540 \text{ 円}}$

g 外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの

1 年 1 メートルまでごとに  $\frac{920 \text{ 円}}{940 \text{ 円}}$

(h 省略)

i 外径が 1 メートル以上のもの

1 年 1 メートルまでごとに  $\frac{2,600 \text{ 円}}{2,700 \text{ 円}}$

(イ) 省略)

ウ 上空工作物を設ける場合

(ア) 標識

1 本につき 1 年  $\frac{3,500 \text{ 円}}{3,600 \text{ 円}}$

(イ) 及び(ウ)省略)

(エ) アーチ

1 基につき 1 月  $\frac{5,500 \text{ 円}}{5,300 \text{ 円}}$

(オ)省略)

エ 太陽光発電設備又は風力発電設備を設ける場合

1 年 1 平方メートルまでごとに 4,400 円

オ (本文省略)

カ (本文省略)

キ (本文省略)

ク (本文省略)

ケ (本文省略)

(貸付料)

第 17 条の 2 第 3 条の 3 第 1 項の規定により、次の各号に掲げる港湾施設の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、当該各号に掲げる額の貸付料を支払わなければならない。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 重量物用橋型起重機

1 台 1 月につき 2,700,000 円

ア レール面上揚程（重量物用橋型起重機の走行レール面の位置から最大限つり上げることのできる高さをいう。以下同じ。）が 30 メートルを超えるもの

1 台 1 月につき

2,700,000 円

イ レール面上揚程が 30 メートル以下のもの

1 台 1 月につき

650,000 円

(第 5 号省略)

別表第 1 (第 2 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 5 項)

区 分	港 湾 施 設	指定管理者の選定の方法
物流等関連施設	出田町ふ頭C岸壁 瑞穂ふ頭岸壁 山内ふ頭岸壁 本牧ふ頭新建材の岸壁 小型油槽船係留さん橋 引き船係留施設 大黒ふ頭の上屋 出田町ふ頭の上屋 (付属建物を含む。) 山内ふ頭上屋 山下ふ頭の上屋 (航空貨物ターミナルを除く。) 本牧ふ頭の上屋 (コンテナ上屋を除く。) ) 鶴見地区港湾施設用地 I 大黒ふ頭港湾施設用地 I 出田町ふ頭港湾施設用地 I 瑞穂ふ頭港湾施設用地 I 山内ふ頭港湾施設用地 I みなとみらい中央地区港湾施設用地 I 山下ふ頭港湾施設用地 I 本牧ふ頭港湾施設用地 I 南本牧ふ頭港湾施設用地 金沢木材ふ頭港湾施設用地 大黒ふ頭の在来貨物ターミナル用地 山下ふ頭の在来貨物ターミナル用地 本牧ふ頭の在来貨物ターミナル用地 金沢木材ふ頭在来貨物ターミナル用地 大黒ふ頭の荷さばき地 出田町ふ頭の荷さばき地	横浜市の在来貨物及び建 材等の取扱いに関する施策 の方針を理解し、物流施設 の使用状況、実情等を把握 して、適切かつ公平に物流 施設の使用の調整を行うも のを選定する。

瑞穂ふ頭の荷さばき地  
山内ふ頭A号荷さばき地  
山下ふ頭の荷さばき地  
本牧ふ頭の荷さばき地  
金沢木材ふ頭の荷さばき地  
未広町物揚場  
出田町ふ頭西物揚場  
瑞穂ふ頭物揚場  
みなとみらい中央物揚場  
本牧ふ頭D突堤先端物揚場  
金沢木材ふ頭の物揚場  
水平走行式引込起重機  
大黒ふ頭の道路（大黒ふ頭1号線、3号線、6号線、18号線及び21号線を除く。）  
）  
出田町ふ頭2号線、5号線、6号線、8号線及び9号線  
瑞穂ふ頭の道路（瑞穂橋を含む。）  
山下ふ頭の道路  
本牧ふ頭A突堤の道路（臨港道路本牧A突堤連絡線を除く。）  
本牧ふ頭B突堤の道路（本牧ふ頭B突堤基部道路を除く。）  
本牧ふ頭B—C間の道路  
本牧ふ頭C突堤中央道路  
本牧ふ頭C—D間2号線  
本牧ふ頭D突堤の道路  
南本牧ふ頭1号線  
金沢木材ふ頭1号線及び2号線  
大黒ふ頭管理センター事務所  
本牧ふ頭総合ビル  
本牧新建材ふ頭事務所  
大黒ふ頭の上屋事務所  
山内ふ頭上屋事務所  
山下ふ頭の上屋事務所（航空貨物ターミナル事務所を除く。）  
本牧ふ頭の上屋事務所（コンテナ上屋事務所を除く。）

	<p>小型油槽船係留さん橋事務所 本牧ふ頭 A 突堤事務所 本牧 A 突堤基部事務所 小型油槽船係留さん橋休憩所</p> <hr/> <p>大黒ふ頭 T-9 休憩所 大黒ふ頭 2 号物揚場休憩所 港湾労働者山内ふ頭休憩所 本牧ふ頭 B 突堤 2 号上屋付属シャワー施設 本牧ふ頭 C 突堤 3・4 号上屋付属シャワー施設 本牧ふ頭 C 突堤労働者休憩所 本牧ターミナルオフィスセンター休憩施設 南本牧ふ頭休憩施設 大黒ふ頭緑地</p>	
(省 略)		